

○枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成16年9月30日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第3条第1項の申請書 様式第1号
- (2) 条例第3条第2項第3号の事業計画書 様式第2号
- (3) 条例第3条第2項第3号の収支予算書 様式第3号
- (4) 条例第7条第1項及び第2項の事業報告書 様式第4号

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(枚方市事務分掌規則の一部改正)

2 枚方市事務分掌規則（平成10年枚方市規則第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成29年3月30日規則第22号〕

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年12月28日規則第85号〕

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和5年3月28日規則第14号〕

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式第1号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第1号により作成した用紙として使用することができる。